

立川市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の施行による。

立川市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第3条 保育の必要性の認定に係る事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(7) ……略……</p> <p>(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(9)～(12) ……略……</p>	<p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第3条 保育の必要性の認定に係る事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(7) ……略……</p> <p>(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(9)～(12) ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。